

REPRESENTATION OF ELIGIBILITY (適格性に関する確認書) (仮訳)

本確認書は、株式会社大阪取引所（以下「大阪取引所」という。）の株券オプション取引又は指数オプション取引を行おうとする米国法人によって記入されるものとします。本確認書は、大阪取引所の規則並びに米国 Securities & Exchange Commission（以下「SEC」という。）の class-no-action letter 及び米国証券法に従うことを目的に、当該米国法人が「適格者」であることを表明するものであります。

大阪取引所の取引参加者が記載する事項

大阪取引所の取引参加者名：

適格機関投資家の名称：

同住所：

適格ブローカー・ディーラーの名称：

同住所：

米国の顧客による確認

上記記載の適格機関投資家／適格ブローカー・ディーラーはここに、大阪取引所の取引参加者に対して以下のとおり表明します。

1. 当社は、上記記載の名称及び住所に相違ありません。
2. 当社は、(i) 1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づく SEC の規則 144A(a)(1) に定める適格機関バイヤーとしての十分な資格を有する適格ブローカー・ディーラー又は適格機関投資家、もしくは証券法に基づく Regulation S の規則 902(k)(2)(vi) に定める「米国人」の定義から除外された国際機関であり、また (ii) 米国オプション市場で取引される標準オプションの実務経験を事前に有し、その結果、米国のオプション清算会社（OCC）及びオプション取引所が作成した「Characteristics and Risks of Standardized Options」という 1934年証券取引所法（その後の改正を含む。）に基づく規則 9b-1 によって求められている標準オプションに関する開示書類を受領しています。

以下の3から6までは、該当する番号を○で囲み、下線部の部分に金額及び日付を記入して下さい。

3. 当社が適格ブローカー・ディーラーの場合、SEC の規則 144A に定める対象証券で、 現在（直近の決算期末又はそれ以降の日付）US \$ （100 百万米ドル以上であること）の自己勘定及び一任運用投資金額を有しております。
4. 当社が適格機関投資家の場合、SEC の規則 144A に定める対象証券で、 現在（直近の決算期末又はそれ以降の日付）US \$ （100 百万米ドル以上であること）の自己勘定及び一任運用投資金額を有しております。
5. 当社が、銀行、貯蓄貸付銀行（S & L）、又はその他の貯蓄機関の適格機関投資家である場合、上記記載の金額の他に、 現在（直近の決算期末又はそれ以降の日付）US \$ の純資産額（25 百万ドル以上であること）を有しています。
6. 当社が、登録投資顧問会社の適格機関投資家で、未登録の投資顧問会社又は SEC の規則 902(k)(2)(vi) でいう非米国法人の資金を一任運用で行っている場合、その顧客は、SEC の規則 144A に定める対象証券で、 現在（直近の決算期末又はそれ以降の日

付) US \$ _____ (100百万米ドル以上であること)を保有している適格機関投資家であります。

7. 当社の、大阪取引所の株券オプション取引又は株価指数オプション取引は、当社の自己勘定での取引か、別の適格ブローカー・ディーラー又は適格機関投資家のための一任運用取引か、証券法に基づく SEC 規則 Regulation S の 902 (k)(2)(i) という非米国法人のための一任運用取引であるものとします。
8. 当社は、当社が売買を行った大阪取引所の株券オプション取引又は株価指数オプション取引に係る如何なる利害又は権利を、適格ブローカー・ディーラー又は適格機関投資家でない米国人又は米国法人に譲渡いたしません。
9. 当社は、当社が売買した大阪取引所の株券オプション取引又は株価指数オプション取引のポジションの処分を、大阪取引所において、大阪取引所の取引参加者に指示することによってのみ行うこととし、その決済は株式会社日本証券クリアリング機構において行われることを了解します。また、大阪取引所の取引参加者と取引を行った大阪取引所の株券オプション取引又は株価指数オプション取引にかかる、プレミアム、決済、権利行使、又は反対売買に係る支払いは、株式会社日本証券クリアリング機構において日本円で行う必要があることを了解します。また、大阪取引所の株券オプション取引又は株価指数オプション取引の売方の場合、大阪取引所の取引参加者への証拠金差入れとその評価、計算に基づく維持が日本円で行う必要があることを了解します。
10. 当社が、別の適格ブローカー・ディーラー又は適格機関投資家の資金の一任運用の委託を受けてその運用口座で取引を行う適格ブローカー・ディーラー又は適格機関投資家の場合、この確認書と同趣旨の確認書をその別の適格ブローカー・ディーラー又は適格機関投資家から提出を受け、大阪取引所の取引参加者からの請求があれば大阪取引所の取引参加者にその確認書を提出いたします。さらに、当社は、大阪取引所の取引参加者を通じて、質問又は照会への対応が必要であるときはいつでも、合理的な要求に基づき、当該確認書の証拠となる書面を大阪取引所に提出します。
11. 当社は、以上の確認書の内容に変更があった場合、注文を行う前に、その変更について大阪取引所の取引参加者に通知いたします。また以上の確認書の内容は大阪取引所の取引参加者に注文が出された都度、確認されたものとみなされることについて了解します。

適格者の代表者：

(署名)

名前：

(活字)

部署・肩書：

(最高財務責任者又はそれに準じる者)

日付：

(注)

米国法人の適格者とは次の範疇に属する者をいう。

1. 適格ブローカー・ディーラーとは、(i) SEC にブローカー・ディーラーとして登録されていること、(ii) 自己及び一任勘定で総額最低100万ドルの証券投資（そのブローカー・ディーラーの関連会社の発行証券と、銀行預金証書、ローン参加証書、現先及び金利・通貨・商品スワップを除く）を行っており、かつ (iii) 事前に米国のオプション市場でオプション取引の実務経験を有している者をいう。
2. 適格機関投資家とは、(i) 自己及び一任勘定で総額最低100万ドルの証券投資（その機関投資家の関連機関発行の証券及び前述の同様の証券を除く）を行っていること、(ii) 事前に米国のオプション市場でオプション取引の実務経験を有していること、及び (iii) 次の11分類のいずれかに該当している者をいう。
 - (1) 米国の州法に基づく保険会社
 - (2) 米国の投資会社法に基づき SEC に登録されている投資会社
証券投資が100万ドルに達するかどうかの計算には、登録投資会社は、投資会社ファミリーの一部であっても、同一の投資顧問（又は投資信託の場合、同一預託者）を有する投資会社、又は同一の親会社又は各々が過半数所有する子会社の投資顧問（又は預託者）を有する投資会社を含む投資会社ファミリーが所有する証券を合算することができる。
 - (3) 米国の投資会社法に基づき SEC に登録された投資顧問会社
 - (4) 米国の規制下にある、純資産250万ドル以上の、(外国銀行の米国支店を含む) 銀行、貯蓄貸付機関、その他の貯蓄機関
 - (5) 銀行及び貯蓄機関以外の法人、パートナーシップ、ビジネス・トラスト
 - (6) ERISA（従業員退職所得保障）法に基づく従業員退職年金プラン
 - (7) 米国の州、市町村の職員退職年金プラン
 - (8) 非課税の慈善団体
 - (9) 米国の投資会社法又は投資顧問法にいう事業開発会社
 - (10) 米国中小企業局から免許を受けた中小企業投資会社
 - (11) IMF、IBRD、IADB、ADB、ADB、UNなどの国際機関とその関係機関、及びそれら機関の年金プラン